

次のとおり報告書の仕様等について公示します。

環境省大臣官房会計課長 阿部 宗広

製紙会社による古紙配合率偽装により、請負業務及び委託業務の成果物（報告書）において、仕様書に定めた要件を満たした用紙の入手が困難な状況となったことから、平成19年度の環境省の請負業務及び委託業務における成果物（報告書）については、仕様書別添に定める報告書の仕様及び記載事項を下記のとおり変更するので、今後納入する本年度分の成果物（報告書）については、下記のとおりとします。

<p>変 更 前</p>	<p>報告書の仕様は、平成13年2月閣議決定「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成19年2月2日一部改正。以下「基本方針」という。）に従うこと。</p> <p>ただし、報告書に使用する用紙については、古紙パルプ配合率100%、白色度70%程度とし、裏表紙には古紙パルプ配合率、白色度、その他基本方針の印刷に係る判断基準のうち該当する事項について明記すること。また、可能な限り市中回収古紙を含む再生紙を使用するよう配慮すること。</p>
<p>変 更 後</p>	<p>報告書の仕様は、平成13年2月閣議決定「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成19年2月2日一部改正。以下「基本方針」という。）に従うこと。</p> <p>ただし、古紙配合率が100%のものが入手不可能な場合は、100%とされていた既存の用紙でも可とするが、100%と等価な環境価値を持つ方法として、納入者等が自ら不足する環境価値に対し、植林、古紙回収促進への支援措置などの環境保全のための対策を講ずる旨を宣言した場合、あるいは、バージンパルプが配合されたもの（原料とされる原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである証（森林認証）を提出させること。なお、間伐材使用、製材業者等から発生する端材使用により製造されたバージンパルプ使用の場合は森林認証の提出は必要ない。）とし、さらに、これらによることが不可能な場合は、極力、古紙配合率の高いものを用いることも可とするが、その場合は、環境省担当官の了解を得ること。</p> <p>また、裏表紙には古紙パルプ配合率、白色度、その他基本方針の印刷に係る判断基準のうち該当する事項について明記すること。また、可能な限り市中回収古紙を含む再生紙を使用するよう配慮すること。</p>